

## 尾張旭市職員定数条例の一部改正について

### 討論要旨 山下幹雄議員

本市の定員管理における職員数は、21年前（平成11年度）の606人をピークとし、現在では589人まで減少しています。これは、国の行政改革の一環として地方公共団体に対する定員削減の要請などもありましたが、地域における行政を自主的に行うため、最小の経費で最大の効果が得られるよう、事務の効率化・合理化、民間委託や組織改革等の様々な取組を推進し、行政サービスの向上と適正な定員管理に努めていると見ています。

そうした観点より、一般的に一人の職員を採用し、定年まで当該職員が勤務した際の経費の総額は数億円といわれており、一人の職員を採用することは、その経費相当額の債務負担行為に該当するとも考えられます。そのうえで、需用費の増大は本市各種財政指数にも大きく影響してきます。人件費は、歳出に占める割合が高く、本市の厳しい財政状況を踏まえると抑制に努める必要があります。令和元年度の普通会計における人件費は、約45億6千万円で、歳出総額の18.7%でした。会計年度任用職員制度への移行により更なる人件費の増加が避けられない中、今後の人件費の推移については注視する必要があります。

第6次定員適正化計画（令和3年より令和6年）では、基本方針を(1) 行政改革の推進のなかで、「ア 事務改善 業務へのAI、RPA、ICTの活用を含め、「やめる」、「減らす」、「変える」の観点による普段からの事務改善を徹底します。」「イ 民間委託の検討 増加する業務や窓口業務などに関して、民間委託の手法等について検討を進めます。」「ウ 多様な任用形態の活用再任用職員、任期付職員、会計年度任用職員等の活用を図り、業務の種類や性質に応じた、多様な任用制度の活用を進めます。」としています。

消防職、保育職など専門性を持った業務者確保には一定の理解をしておりますが、本条例改正の(1)市長の事務部局の職員20名増部分については、抑制できると考え再考を促し反対討論とします。